

第94期定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年8月25日（金曜日）
午前10時（開場時刻：午前9時）

場所

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
ヒューリック神谷町ビル5階
当社本社会議室

会場が前回と異なっております。

末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。

日本国土開発株式会社

証券コード 1887

本株主総会につきましては、当日のご来場もしくは、書面またはインターネットでの議決権行使をお願い申し上げます。

なお、株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

目次

■ 第94期定時株主総会招集ご通知

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

■ 事業報告

■ 連結計算書類

■ 計算書類

■ 監査報告書

株主総会会場ご案内図

証券コード 1887
2023年8月4日
(電子提供措置の開始日2023年8月1日)

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
日本国土開発株式会社
代表取締役 曾 根 一 郎
副社長執行役員 (社長代行)

第94期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第94期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第94期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.n-kokudo.co.jp/ir/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名 (会社名)」に「日本国土開発」又は「コード」に当社証券コード「1887」を入力・検索し、「基本情報」 「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認下さい。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2023年8月24日 (木曜日) 午後5時30分までに議決権を行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

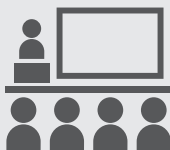
1. 日 時 2023年8月25日（金曜日） 午前10時（開場時刻：午前9時）
2. 場 所 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル5階
当社本社会議室
(会場が前回と異なっております。末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第94期（2022年6月1日から2023年5月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第94期（2022年6月1日から2023年5月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

-
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面を送付しております。なお、送付書面では、電子提供措置事項のうち、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」を記載しておりません。したがって、当該書面は、監査等委員会及び会計監査人が監査報告を作成するに際し監査を行った書類の一部です。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
【当社ウェブサイト (<https://www.n-kokudo.co.jp/>)】

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

開催日時 2023年8月25日（金曜日）午前10時

■ 株主総会にご出席されない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付下さい。
なお、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いたします。

行使期限 2023年8月24日（木曜日）午後5時30分必着



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力して下さい。

行使期限 2023年8月24日（木曜日）午後5時30分まで




スマートフォンをご利用の株主様

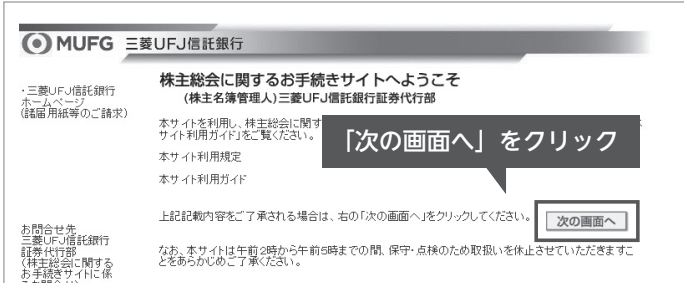
スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！
次頁のインターネットによる議決権行使のご案内及び同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

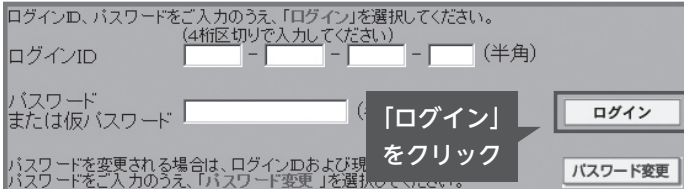
インターネットによる議決権行使のご案内

 インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイト
にアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。


1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



3 「現在のパスワード」に「仮パスワード」を入力 「新しいパスワード」と 「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力

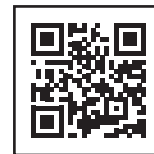


「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>




！ ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）

 0120-173-027

（通話料無料、受付時間：9：00～21：00）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けており、業績と経営環境を勘案のうえ、企業体質の強化や将来の事業展開に備えるための内部留保を確保しつつ、安定的な配当を維持することを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、1株あたり16円とすることとさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金10円を加えた年間配当金は、1株あたり26円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類		金銭
(2) 配当財産の割当に関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金16円 総額	1,347,608,864円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日		2023年8月28日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関し、監査等委員会からは本総会で陳述すべき特段の事項はない旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		当社における地位及び担当
1	はやし い さ お 林 伊 佐 雄	新任	—
2	きく ち ゆたか 菊 池 泰	新任	執行役員 土木事業本部副本部長 兼 営業統括部長
3	そ ね いち ろう 曾 根 一 郎	再任	代表取締役 副社長執行役員 COO 兼 管理本部長 CFO
4	たか つ ひろ あき 高 津 浩 明	再任 社外	社外取締役
5	まつ いし ひで たか 松 石 秀 隆	再任 社外	社外取締役
6	とう げ ゆき え 唐 下 雪 絵	再任 社外	社外取締役

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	はやし い さ お 林 伊佐雄 (1957年6月19日生) <div style="background-color: #336666; color: white; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">新任</div>	1982年 4月 当社入社 2011年 8月 当社東京本店土木部土木部長 2013年 8月 当社土木本部長 2014年 6月 当社執行役員土木本部長 2016年 9月 当社執行役員土木事業本部副本部長 2017年 6月 当社常務執行役員安全品質環境本部長 2018年 6月 当社常務執行役員 2018年 6月 国土開発工業株式会社専務執行役員土木本部長 2018年 8月 同社代表取締役社長（現任）	43,000株
<p>〔取締役候補者とした理由〕</p> <p>候補者は、当社入社以来、土木事業の最前線へ身を置き、土木本部長や安全品質環境本部長などを歴任したのち、2018年8月からグループ会社である国土開発工業株式会社の代表取締役社長に就任し、同社の事業拡大を推進してきました。グループ全体としての価値創造を目指す当社において、マネジメント経験を活かして当社を成長発展に導くものと期待し、取締役候補者といたしました。</p> <p>〔取締役会への出席状況〕</p> <p>—</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	菊池 泰 (1965年11月15日生) 新任	1989年 4月 当社入社 2002年 8月 当社東北支店盛岡営業所営業所長 2018年 6月 当社建築事業本部建築営業部（東北） 建築営業部長 2019年 8月 当社土木事業本部土木営業部（東北） 土木営業部長兼東北支店長 2023年 6月 当社執行役員土木事業本部副本部長 兼営業統括部長（現任）	23,494株
<p>〔取締役候補者とした理由〕</p> <p>候補者は、長年に亘り特に東北地区での営業部門に携わり、東北支店長をはじめとして要職を歴任しております。営業部門で培った高度な専門性ととも、高いマネジメント能力を有することから、当社グループの企業価値向上のため、より積極的な事業運営を進めることができると判断し、取締役候補者といたしました。</p> <p>〔取締役会への出席状況〕</p> <p>—</p>			
3	曾根 一郎 (1960年3月25日生) 再任	1982年 4月 当社入社 2005年 6月 当社九州支店事務部長 2010年 6月 当社九州支店営業部長 2014年 6月 当社九州支店長 2015年 6月 当社関連事業部長 2016年 6月 当社執行役員関連事業部長 2017年 4月 当社執行役員経営企画室副室長 2018年 8月 当社取締役常務執行役員経営企画室長 2018年 9月 当社取締役常務執行役員経営企画室長兼つくば未来センター管掌 2019年 8月 当社取締役専務執行役員関連事業本部長兼つくば未来センター管掌 2020年 4月 当社取締役専務執行役員関連事業本部長 2021年 6月 当社取締役副社長執行役員管理本部長 2022年 6月 当社取締役副社長執行役員COO兼管理本部長 CFO 2023年 7月 当社代表取締役副社長執行役員COO兼管理本部長 CFO(現任)	62,701株
<p>〔取締役候補者とした理由〕</p> <p>候補者は、2018年8月から取締役として経営全般に携わり、その後当社第三の柱である関連事業や管理本部の要職を歴任しその役割を適切に果たしております。同氏の豊富な業務経験と卓越した行動力は、当社グループの企業価値向上に資するとの判断から、引き続き取締役候補者といたしました。</p> <p>〔取締役会への出席状況〕</p> <p>94%（17回中16回出席）</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	たか っ ひろ あき 高 津 浩 明 (1952年10月2日生) 再任 社外	1977年 4月 東京電力株式会社入社 2011年 6月 同社常務取締役お客さま本部長 2012年 6月 東光電気株式会社入社、代表取締役社長 2014年 6月 株式会社東光高岳代表取締役社長 2018年 6月 同社代表取締役会長 2019年 6月 同社顧問 2019年 8月 当社取締役 (現任)	3,869株
<p>〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等〕</p> <p>候補者は、企業において代表取締役として経営に携わった経歴から豊富な経験と幅広い見識を有しています。当社におきましては、2019年8月の取締役就任後、これまで当社グループの業務執行に対する適切な監督と、経営全般への助言を頂いております。選任後は引き続き、社外取締役として、経営に対する監督と助言をしていただくことを期待しております。</p> <p>〔取締役会への出席状況〕 100% (17回中17回出席)</p>			
5	まつ いし ひで たか 松 石 秀 隆 (1957年2月22日生) 再任 社外	1981年 4月 株式会社リコー入社 2000年10月 株式会社リコー販売事業本部SCM革新センター所長 2003年 1月 西東京リコー株式会社社長 2005年 4月 リコー東北株式会社社長 2008年 4月 株式会社リコー販売事業本部事業戦略センター所長 2009年 4月 同社販売事業本部MA事業部長 2009年 7月 リコーITソリューションズ株式会社代表取締役社長 2014年 4月 株式会社リコーグループ執行役員 (常務執行役員) リコーリース株式会社代表取締役社長執行役員 2016年 6月 株式会社リコー常務執行役員日本販売事業本部長 リコージャパン株式会社代表取締役社長執行役員CEO 2018年 4月 株式会社リコー専務執行役員CFO 同社経営企画本部長 2018年 6月 株式会社リコー取締役 2021年 4月 同社コーポレート専務執行役員 同社経営企画部部长 2022年 8月 当社取締役 (現任)	750株
<p>〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等〕</p> <p>候補者は、当社の主たる事業である建設業とは異なる事業を行う会社において要職を歴任し、企業経営に関する豊富な知識を有しています。2022年8月の取締役就任後、「企業経営」「財務会計」、及び「営業」の分野において監督と助言をしていただいております。選任後は引き続き、社外取締役として、これまで培ってきた知識と知見を活かして、当社の経営全般に対する監督と助言をしていただくことを期待しております。</p> <p>〔取締役会への出席状況〕 100% (14回中14回出席)</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	とうげゆきえ 唐下雪絵 (1966年12月22日生) 再任 社外	1999年 5月 公認会計士登録 2003年 2月 公認会計士唐下雪絵事務所所長（現任） 2007年 6月 フェリーチェコンサルティング株式会社代表取締役（現任） 2019年 3月 マブチモーター株式会社社外取締役（監査等委員） 2019年 6月 株式会社セブン銀行社外監査役 2022年 8月 当社取締役（現任）	750株
<p>〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等〕</p> <p>候補者は、公認会計士としての専門的な知識、会計・システムのコンサルタントとしての豊富な見識、及び当社の主たる事業とは異なる事業を行う会社における経営監査の実績を有しております。選任後は引き続き、社外取締役として、「財務会計」「人材開発」、及び「ICT・DX」の分野において、これまで培ってきた経験と知見を活かして、当社の経営全般に対する監督と助言をしていただくことを期待しております。</p> <p>〔取締役会への出席状況〕</p> <p>100%（14回中14回出席）</p>			

- (注) 1. 各取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の所有する当社の株式数には、日本国土開発役員持株会における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 唐下雪絵氏は、公認会計士唐下雪絵事務所所長、及びフェリーチェコンサルティング株式会社代表取締役を務めておりますが、両社と当社との取引はありません。
4. 高津浩明、松石秀隆、唐下雪絵の各氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、取締役に再任された場合には引き続き独立役員に指定する予定であります。
5. 当社は高津浩明、松石秀隆、唐下雪絵の各氏の選任が承認された場合、各氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、法令の定める限度まで賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約内容の概要は、事業報告27頁（4.（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要）に記載のとおりです。取締役の候補者は、選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
7. 高津浩明氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年、松石秀隆氏、唐下雪絵氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。
8. 唐下雪絵氏の戸籍上の氏名は、飯島雪絵であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		当社における地位及び担当
1	ます なり きみ お 増 成 公 男	再任	取締役常勤監査等委員
2	かも し だ ふみ ひこ 鴨志田 文 彦	再任 社外	取締役監査等委員
3	わた なべ けん さく 渡 邊 賢 作	新任 社外	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	ます なり きみ お 増 成 公 男 (1956年7月22日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>	1981年 4月 当社入社 2003年 6月 当社広島支店事務部長 2004年 8月 当社管理本部総務部総務・法務グループリーダー 2007年 8月 当社事業管理部長 2013年 6月 当社執行役員事業管理部長 2013年 8月 当社執行役員経営企画室副室長兼企画部長 2014年 8月 当社取締役執行役員経営企画室長兼企画部長 2015年 8月 当社常務取締役経営企画室長兼企画部長 2016年 6月 当社常務取締役経営管理本部長 2017年 8月 当社取締役専務執行役員管理本部長 2018年 6月 当社取締役専務執行役員管理本部長兼法務部長 2018年 12月 当社取締役専務執行役員管理本部長 2019年 8月 当社取締役常勤監査等委員 (現任)	51,297株
<p>〔監査等委員である取締役候補者とした理由〕 候補者は、当社の取締役や管理本部長等の要職を歴任しており、経営及び当社グループの業務に関する幅広い経験と知見を有しております。これらの経験・実績に基づき、業務執行に対して客観的な視点で監査・監督いただいております。今後も当社の経営の健全性・透明性・効率性を高めるため、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に寄与するものと判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者としていたしました。</p> <p>〔取締役会への出席状況〕 100% (17回中17回出席) 〔監査等委員会への出席状況〕 100% (13回中13回出席)</p>			
2	かもしだ ふみ ひこ 鴨志田 文 彦 (1951年12月21日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; background-color: black; color: white;">社 外</div>	1974年 4月 株式会社日本長期信用銀行入行 1997年10月 同行国際営業室長 1998年11月 中外製薬株式会社入社 2010年 3月 同社常務執行役員法務部長 2014年 5月 長島・大野・常松法律事務所 事務局局長 2015年10月 独立行政法人国際交流基金 監事 2016年11月 東京簡易裁判所民事調停委員 2019年 8月 当社取締役監査等委員 (現任)	0株
<p>〔監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等〕 候補者は、金融機関や一般企業での幅広い実務経験を有するほか、豊富な海外業務経験を有しております。また、法務・コンプライアンスに関する高度な知見もあり、これらの経験・実績を踏まえ、取締役の職務執行について客観的な視点で公正に監査・監督を遂行していただいております。今後も適切な監査・監督をいただくことで、当社グループのコーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図れるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。</p> <p>〔取締役会への出席状況〕 100% (17回中17回出席) 〔監査等委員会への出席状況〕 100% (13回中13回出席)</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	渡邊賢作 (1971年2月17日生) 新任 社外	1997年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 1997年4月 岡崎・大橋・前田法律事務所 (現東啓綜合法律事務所)入所 2000年1月 当社更生管財人補佐 2006年1月 東啓綜合法律事務所パートナー(現任) 2016年6月 T&Dフィナンシャル生命保険株式会社社外監査役 2020年6月 株式会社T&Dホールディングス社外取締役(現任)	0株
<p>〔監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等〕 候補者は、企業法務に精通した弁護士として、高度な専門知識及び幅広い見識を有しております。これらの知識・経験を活かし、適切な監査・監督をいただくことで、当社グループのコーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図れるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。 〔取締役会への出席状況〕 〔監査等委員会への出席状況〕</p>			

- (注) 1. 増成公男氏の所有する当社の株式数には、日本国土開発役員持株会における持分を含めた実質所有株式数を記載しております。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 渡邊賢作氏は弁護士であり、当社は同氏の所属する法律事務所に対し弁護士報酬等の支払をしております。
4. 鴨志田文彦氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。当社は、鴨志田文彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、取締役役に再任された場合には引き続き独立役員に指定する予定であります。
5. 渡邊賢作氏は新任の監査等委員である社外取締役候補者であります。当社は、同氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づき同氏を独立役員として届け出る予定であります。
6. 当社は、増成公男、鴨志田文彦の両氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、法令の定める限度まで賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、渡邊賢作氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、法令の定める限度まで賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約内容の概要は、事業報告27頁(4.(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要)に記載のとおりです。監査等委員である取締役の候補者は、選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
9. 鴨志田文彦氏は、現に当社の監査等委員である社外取締役であり、在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、当社の取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
さいとう ゆういち 齋藤 祐一 (1945年12月25日生) 社外	1980年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 1998年4月 東京地裁・簡裁民事調停委員 1999年1月 当社管財人代理 2000年9月 当社監査役 2002年4月 第一東京弁護士会 副会長 2006年11月 国土交通省中央建設工事紛争審査会 委員 2012年4月 文部科学省原子力損害賠償紛争解決センター仲介委員(現任)	0株
[補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等] 候補者は、弁護士としての高い専門的知見と、経歴を通じて培われた豊富な経験を有しております。また、当社の社外監査役在任時には独立した立場から取締役の職務執行に対し監査・監督を実施していただいております。これらの知見・経験を踏まえ、実効性の高い監査・監督を期待できるものと判断し、引き続き補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 齋藤祐一氏は弁護士であり、当社は同氏に対し弁護士報酬の支払をしております。
 2. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 3. 齋藤祐一氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
 4. 当社は、齋藤祐一氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、法令の定める限度まで賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 5. 当社は、齋藤祐一氏が監査等委員である取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づき同氏を独立役員として届け出る予定であります。
 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約内容の概要は、事業報告27頁(4.(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要)に記載のとおりです。齋藤祐一氏が監査等委員である取締役に就任した場合、就任後は被保険者となります。

ご参考

本招集通知記載の候補者を原案どおりすべてご選任いただいた場合の取締役会の多様性は以下の表のようになります。

氏 名	主な専門的経験分野					
	企業経営	財務会計 ファイナンス	法務 コンプライアンス	人材開発	ICT・DX 技術開発 建設技術	営業 マーケティング
林 伊 佐 雄 代表取締役社長 社長執行役員CEO兼COO	○				○	○
菊 池 泰 取締役 執行役員営業統括	○					○
曾 根 一 郎 取締役	○	○				
高 津 浩 明 取締役 (社外)	○			○	○	
松 石 秀 隆 取締役 (社外)	○	○			○	○
唐 下 雪 絵 取締役 (社外)		○		○	○	
増 成 公 男 取締役常勤監査等委員	○	○	○			
鴨志田 文彦 取締役監査等委員 (社外)	○	○	○			
渡 邊 賢 作 取締役監査等委員 (社外)			○			

以 上

事業報告

(2022年6月1日から2023年5月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、コロナ禍が終息に向かい、世の中の経済活動への制約が解消されつつあり、景気は穏やかに持ち直す傾向にあります。一方で、世界経済では、金融引締めや物価上昇、供給面での制約が続いており、我が国経済にも影響を及ぼす可能性があることから、引き続き注視が必要な状況にあります。

世界規模で進む気候変動問題に対しては各国の脱炭素の動きが活発化しており、日本においても政府が「GX実現に向けた基本方針」を本年2月に公表し、カーボンニュートラルへの官民投資の拡大が期待されます。

建設業界においては、災害対策をはじめとする公共投資が堅調に行われており、生産物流関係や都市開発などの民間投資も増加の傾向が見受けられます。一方で、建設資材高や人手不足による労務費の高騰などにより、採算性の悪化が生じており、依然として厳しい環境にあると認識しています。

このような状況のなか、当社は2022年7月に3カ年経営計画「中期経営計画2024」及び2030年までの長期ビジョン「社会課題を解決する『先端の建設企業』」を策定しました。中期経営計画では「『独自の強み』を創る」をミッションとして、「建設を『人』から『機械』へ」をスローガンに建設現場においては「機械化・DX」による省人化・合理化を進めて利益生産性の向上に取り組むこと、「新たな事業領域を構築する」をテーマに高付加価値が提供できる「強みのある領域」を創出して事業ポートフォリオ改革を推進することを掲げ、計数目標に「ROE10%水準」「DOE2.5～3.0%」を設定して企業活動を進めてきました。

しかし、2023年5月期の業績は、土木事業の特定大型造成現場での是正工事による追加原価の発生、建築事業における資材価格の上昇、資材不足、建設労務費の大幅増加により不採算工事が複数発生し、原価低減や追加工事獲得などにより収支改善をはかっているものの採算が低下しました。一方、関連事業は、不動産開発事業の販売用不動産の売却、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギー事業の安定的なストック収益により、好調を維持しています。以上から、当社グループの財政状態及び経営成績は以下の通りとなりました。

当連結会計年度における当社グループの連結業績につきましては、売上高は前連結会計

年度比21.6%増の154,202百万円となり、営業利益は前連結会計年度比43.6%減の4,487百万円、経常利益は前連結会計年度比44.8%減の4,639百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比55.5%減の3,291百万円となりました。

また、事業別の業績は次のとおりであります。なお、セグメント間の内部売上高又は振替高を含めて記載しており、セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当社グループは、当連結会計年度を初年度とする新中期経営計画「中期経営計画2024」を策定しております。

同計画で新規事業創出への注力を明確にしたことを受け、報告セグメントごとの業績をより適切に評価するため、新規事業創出に係わる費用は報告セグメントに帰属しない全社費用として各セグメントに配賦しないこととし、当連結会計年度の期首より報告セグメント利益又は損失の算定方法の変更を行っております。以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後の報告セグメント利益又は損失の算定方法により作成した数値で比較しております。

(土木事業)

土木事業においては、売上高は大型工事の進捗が遅れたこと、当期の売上計上を見込んでいた工事の受注時期が翌期以降にずれ込んだことなどから46,997百万円（前連結会計年度比14.8%減）となりました。利益面では、売上高の下方修正に加えて、施工中の特定大型造成現場での是正工事において追加原価が発生し工事損失（工事損失引当金を含む）を計上したことによりセグメント損失2,544百万円（前連結会計年度は1,108百万円のセグメント利益）となりました。

(建築事業)

建築事業においては、手持ち工事が順調に進捗したことで売上高は92,747百万円（前連結会計年度比57.2%増）となりました。セグメント利益は、資材価格の上昇、資材不足、建設労務費の大幅増加により不採算工事が複数発生し、原価低減や追加工事獲得等により収支改善をはかったものの501百万円（前連結会計年度比76.5%減）となりました。

(関連事業)

関連事業においては、販売用不動産の売却により、売上高は16,014百万円（前連結会計年度比15.6%増）であり、セグメント利益は、8,427百万円（前連結会計年度比43.9%増）となりました。

(参考) 当社の主な受注工事・完成工事は、次のとおりであります。

・受注工事

アール・アイ・シー・マネジメント株式会社	多度町小山土地区画整理事業造成工事
東光電気工事株式会社	(仮称) 天草苓北風力発電所建設工事のうち土木関連工事 (その1)
日鉄興和不動産株式会社	(仮称) LOGIFRONT横浜鶴見新築工事
ディエイチ・ディベロップメント・ファイブ特定目的会社	(仮称) DPL松戸Ⅱ新築工事

・完成工事

東郷中央土地区画整理組合	東郷中央土地区画整理事業
株式会社IHIプラント	宮崎田野太陽光発電所新設工事のうち土木工事
一品香食品株式会社	(仮称) 一品香食品株式会社改築工事
大和ハウス工業株式会社	(仮称) DPL長野千曲新築工事

なお、当社の次期繰越高は158,390百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は4,370百万円で、このうち主なものは太陽光発電設備の建設等であります。

(3) 資金調達の状況

当社グループは運転資金の効率的な調達を行うため金融機関とコミットメントライン（融資枠）契約を締結しております。コミットメントライン契約に基づく当期末の借入実行残高はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループの2023年5月期業績は、不動産開発や再生可能エネルギーなどを手掛ける関連事業が当社グループの一つの柱に成長したものの、土木・建築事業の収益悪化によってROEは前期9.7%から4.2%に大幅に減少しました。

このような現状に鑑み、土木・建築事業ともに受注基準や管理体制の見直しを図るとともに、さらなる建設現場における「機械化・DX (Digital Transformation)」による省人化、合理化を進め、利益生産性の向上を目指していきます。

一方、これからの建設事業は、インフラ新設の市場の縮小などから厳しい外部環境が継続するものと考えております。このような外部環境の変化に対応するため、高い専門性を有するグループ企業の活用や関連事業本部を含めた川上の「企画提案」から「設計調達」、川下の「運営管理」まで一気通貫した事業展開により、安定した事業基盤の構築を推進していきます。

また、関連事業においては、不動産開発の推進に加え、ストックビジネスを充実させることで資産の入れ替えによる資本効率の向上と安定収益基盤の拡大を図るとともに、引き続き再生可能エネルギー関連ビジネスを展開してまいります。

さらに、2050年までのカーボンニュートラルに対応した脱炭素ビジネスに注力するなどにより将来的に当社の第4、第5の柱となる新たな事業領域の創出を目指します。

以上のような取り組みにより、事業ポートフォリオの見直しを図り、独自の強みを創出することでさらなる企業価値の向上に努めてまいります。

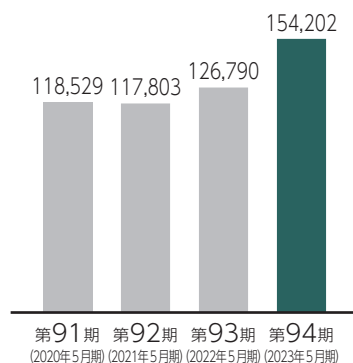
なお、本年6月1日付で「サステナビリティ経営本部」を設置いたしました。今後、R&D及び新規事業の取り組み強化による収益構造改革、建設業の新たな働き方が求められる「2024年問題」、それに伴う人的資本の充実と多様性への対応などを一層推進し、当社の持続可能な成長を実現していきます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

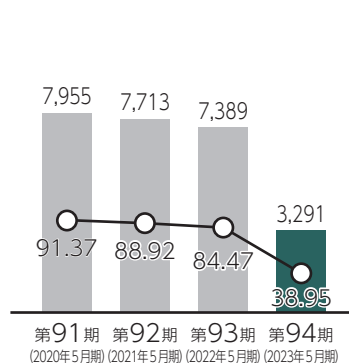
	第91期 (2020年5月期)	第92期 (2021年5月期)	第93期 (2022年5月期)	第94期 (当期) (2023年5月期)
売上高 (百万円)	118,529	117,803	126,790	154,202
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	7,955	7,713	7,389	3,291
1株当たり当期純利益 (円)	91.37	88.92	84.47	38.95
総資産 (百万円)	133,937	148,766	154,724	162,339
純資産 (百万円)	68,317	74,211	79,946	78,029

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第93期の期首から適用しており、第93期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

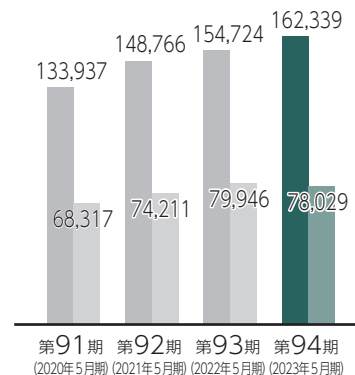
売上高 (百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) / 1株当たり当期純利益 (円)



総資産 / 純資産 (百万円)



(6) 重要な子会社の状況 (2023年5月31日現在)

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主な事業内容
国土開発工業株式会社	300	100.0	建設事業、建設用機械の製造・販売
コクドビルエース株式会社	90	100.0	建設事業、保険代理業

(7) 主要な事業内容 (2023年5月31日現在)

当社グループは、建設事業及び開発事業ならびにそれらに関連する事業を主な事業内容としております。

主要な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者〔(特-4)第1000号〕として国土交通大臣許可を受け、土木、建築ならびにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者〔(14)第1756号〕として国土交通大臣免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

(8) 主要な営業所等 (2023年5月31日現在)

①当 社

本 社 東京都港区赤坂四丁目9番9号

事 業 所 東京支店 (東京都港区)、東北支店 (仙台市)、名古屋支店 (名古屋市)、
大阪支店 (大阪市)、九州支店 (福岡市)

海 外 拠 点 台湾支店 (台北市)

研究開発拠点 つくば未来センター (茨城県つくば市)

(注) 1. 2023年6月1日付で本社、ならびに東京支店所在地を「東京都港区赤坂四丁目9番9号」から「東京都港区虎ノ門四丁目3番13号」へ変更しております。

2. 2023年7月1日付でバングラデシュ人民共和国にバングラデシュ支店(ダッカ)を開設しております。

②重要な子会社

国土開発工業株式会社 (神奈川県厚木市)

コクドビルエース株式会社 (東京都港区)

(9) 従業員の状況 (2023年5月31日現在)

①当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
1,094名(307)	12名減

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
863名(187)	21名減	40.5歳	13.1年

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者、再雇用社員及び契約社員を除き、社外から当社への出向者を含む。）で記載しております。
2. 再雇用社員とは、雇用定年を迎えた社員を対象に年限を設けて再度雇用契約を締結したものであり、当事業年度末の再雇用社員は110名となっております。
3. 契約社員とは1年を超えない期間又は有期プロジェクト毎の事業予定期間に基づいて雇用契約を締結しているものであり、当事業年度末の契約社員数は71名となっております。
4. 再雇用社員及び契約社員を含む臨時従業員の平均雇用人数を（外書）として記載しております。

(10) 主要な借入先 (2023年5月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	3,992百万円
株式会社西京銀行	1,416百万円
株式会社北洋銀行	1,000百万円
株式会社百五銀行	1,000百万円
株式会社西日本シティ銀行	1,000百万円

- (注) 1. 2023年5月31日現在の借入先について、残高金額の大きい金融機関を掲載しております。
2. 上記のほか、NNインベストメント・パートナーズ株式会社引受の私募債3,000百万円の残高がございます。

2. 会社の株式に関する事項（2023年5月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 300,000,000株

(2) 発行済株式の総数 93,255,000株（自己株式9,029,446株を含む。）

(注) 2023年5月31日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末と比べ5,000,000株減少しております。

(3) 株主数 13,647名（前期末比340名増加）

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,143	8.48
株式会社ザイマックス	5,865	6.96
日本国土開発持株会	4,896	5.81
みずほ信託銀行株式会社 （一般財団法人日本国土開発未来研究財団口）	4,000	4.74
株式会社西京銀行	3,800	4.51
株式会社三菱UFJ銀行	3,500	4.15
アジア航測株式会社	3,189	3.78
東亜道路工業株式会社	3,005	3.56
日本基礎技術株式会社	2,900	3.44
三井住友海上火災保険株式会社	2,456	2.91

(注) 1. 2023年5月31日現在の当社株主名簿より記載しております。

2. 持株比率は小数点以下第3位を切り捨てております。

3. 当社は、自己株式9,029,446株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

4. 上記自己株式9,029,446株には「株式給付信託（J-E S O P）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式937,400株は含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

役員区分	株式数	交付対象者
取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）	25,500株	3名

(6) その他株式に関する重要な事項

① 自己株式の取得

2022年7月15日開催の取締役会において決議した、会社法第459条第1項の規定による当社定款第32条第1項の定めに基づき自己株式の取得をしております。

取得した株式の種類及び総数	普通株式 5,000,000株
取得価格の総額	2,911,948千円
取得した期間	2022年7月19日から2023年4月17日まで

② 自己株式の処分

当事業年度におけるストックオプションの権利行使による自己株式の処分

処分した株式の種類及び数	普通株式 76,000株
処分価額の総額	26,600千円
処分した目的	ストックオプションの権利行使
処分した日	2022年10月7日、2022年11月24日 2023年5月25日

③ 自己株式の消却

2023年5月22日の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却に係る事項を決議し、同決議に基づき自己株式の消却をしております。

消却した株式の種類及び総数	普通株式 5,000,000株
消却した日	2023年5月31日

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社取締役が保有している新株予約権の状況

2018年11月20日開催の取締役会の決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき350円
- ③ 新株予約権の行使期間 2020年11月21日から2028年11月20日
- ④ 新株予約権の行使条件

1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者又はこれに準じた地位を有していなければならない。ただし、取締役、監査役の任期満了による退任及び従業員の定年退職の場合、又は取締役会が正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。

2) 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。

3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

⑤ 当社取締役の保有状況

区分	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有者数
取締役（監査等委員）	170個	普通株式 17,000株	1名

(2) その他の新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2023年5月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	朝 倉 健 夫	戦略本部長
取締役	曾 根 一 郎	管理本部長
取締役	望 月 尚 幸	建築事業本部長 兼 安全品質環境本部管掌
取締役	高 津 浩 明	
取締役	松 石 秀 隆	
取締役	唐 下 雪 絵	公認会計士（唐下雪絵事務所所長） フェリーチェコンサルティング株式会社代表取締役
取締役 （常勤監査等委員）	増 成 公 男	
取締役 （監査等委員）	大 橋 正 春	弁護士（東啓綜合法律事務所）
取締役 （監査等委員）	鴨 志 田 文 彦	

- (注) 1. 2022年8月25日開催の第93期定時株主総会において、新たに松石秀隆、唐下雪絵の両氏が取締役に選任されました。
2. 高津浩明、松石秀隆、唐下雪絵、大橋正春、鴨志田文彦の各氏は社外取締役であります。
3. 取締役高津浩明、松石秀隆、唐下雪絵の各氏、ならびに取締役（監査等委員）である大橋正春、鴨志田文彦の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
4. 増成公男氏は当社の取締役や管理本部長等の要職を歴任しており、また、鴨志田文彦氏は金融機関や一般企業での幅広い実務経験を有しており、両氏とも財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 増成公男氏は常勤の監査等委員であります。当社では日常的な情報収集や取締役会以外の重要な社内会議への出席、会計監査人及び内部監査部門と十分な連携を図ることなどにより、監査の実効性を高め、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第427条第1項の規定及び当社定款に基づき、法令の定める限度まで賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行（不作為を含む）に関し、保険期間中に提起された損害賠償請求等に起因して、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することとしております。

ただし、被保険者が法令違反であることを認識しながら行った行為に起因する対象事由等を補償対象外とすることにより、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないよう措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役、執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度における取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる取締役の員数（名）
		基本報酬	賞与	株式報酬	
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	159 (20)	87 (20)	56 (-)	15 (-)	6 (3)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	34 (16)	34 (16)	-	-	3 (2)
合計	193	122	56	15	9

(5) 取締役の報酬等の内容に係る決定方針

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の内容に係る決定方針

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を取締役会の決議により定めておりその概要は以下のとおりです。

1) 報酬（監査等委員である取締役を除く。）の基本方針

- a. 当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を強く動機づけるものであること
- b. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）にとって、経営戦略・経営計画の完遂、年度計画の達成を動機付ける業績連動性の高い報酬制度であること
- c. 持続的成長を担う優秀な人材を確保できる報酬水準であること
- d. 株主との利益意識の共有を高めるものであること
- e. 報酬の決定プロセスは透明性・客観性の高いものであること

2) 報酬の構成

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は、月例の固定報酬及び短期インセンティブとして毎年一定の時期に支給する金銭報酬（賞与）と中長期インセンティブとして毎年一定の時期に交付する譲渡制限付株式報酬等から構成される変動報酬とする。一定の基準額を達成した場合の各報酬の比率の目安は概ね50：35：15となるよう設計する。また、社外取締役の報酬は、その職務の性質に鑑み、固定報酬のみとする。

3) 報酬決定方法

- a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬は、原則として役位に応じた基準額を上限に、当該個人の経歴、技能等を勘案し個別に決定する。
- b. 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に支給される変動報酬の内、賞与報酬は、単年度業績に対する取締役のコミットメントとしての性質を勘案し、中期経営計画で定めた会社の業績目標（連結営業利益等）の達成度及び個人の業績等の貢献度に基づき決定する。
- c. 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に支給される変動報酬の内、株式報酬等は、中長期の当社グループの企業価値向上及び当社株主との利益の共有を図る観点から、中期経営計画で定めた会社の業績目標（連結営業利益等）の達成度及び個人の業績等の貢献度に基づき決定する。

なお、当事業年度における「連結営業利益」の実績は、4,487百万円となりました。

4) 決定のプロセス

- a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の年額報酬は、株主総会においてその総枠（株式報酬等付与のための金銭報酬債権の総額及び新株式発行又は自己株式処分に関する株式総数を含む）を決議し、各人別の報酬額は、取締役会の決議により決定する。
- b. 取締役会が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容を決定する際は、過半数を独立社外取締役で構成する任意に設置された指名・報酬委員会に諮問し、取締役会の答申を得ることとし、当該答申の内容を十分に尊重するものとする。
- c. 役員報酬の妥当性や審議プロセスの透明性・実効性を担保するため、役員報酬規程の制改定は監査等委員会（社外取締役が過半数となる構成）における協議を経て、取締役会で決定する。

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2017年8月30日開催の第88期定時株主総会において、年額240百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。また、2019年7月23日開催の取締役会におきまして、役員報酬規程の改定及び役員退職慰労金制度の廃止を決議し、役員報酬制度の見直しの一環として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、本制度という）の導入を2019年8月29日開催の第90期定時株主総会において決議しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の年額報酬のうち、本制度に基づき、支給する金銭報酬債権の総額を年額36百万円以内及び当社が新株式の発行又は自己株式の処分をする普通株式の総数を年10万株以内（社外取締役は付与対象外）としております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は5名です。

当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の各人別の報酬額の内容の決定については、取締役会より指名・報酬委員会に諮問し、同委員会において各人別の報酬等の内容と決定方針の整合性を確認したうえで答申しているため、取締役会においてもその答申を尊重し、各人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 監査等委員である取締役の報酬額の決定方針

監査等委員である取締役の報酬は、その職務の性質に鑑み固定報酬のみとし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で監査等委員である取締役の協議により決定する。

当社監査等委員である取締役の報酬額は、2017年8月30日開催の第88期定時株主総会において、年額48百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

(6) 社外役員に関する事項

取締役高津浩明、松石秀隆、唐下雪絵の各氏、ならびに取締役（監査等委員）である大橋正春、鴨志田文彦の両氏は社外取締役であります。

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役唐下雪絵氏は、公認会計士唐下雪絵事務所所長、及びフェリーチェコンサルティング株式会社代表取締役であります。当社と各社との間には特別な利害関係はありません。

取締役（監査等委員）大橋正春氏は、東啓綜合法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同事務所と法律顧問契約を締結しています。同事務所が当社から収受している対価は、役員報酬及び訴訟費用等偶発的な支払いを除き、過去3年間の平均で1千万円未満であり、当社の社外取締役の独立性判断基準に抵触しないことから、同氏の独立性に影響を及ぼすものではありません。

② 主な活動状況

高津取締役は当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、主に企業において代表取締役として経営に携わった豊富な経験と幅広い見識から、議案・審議等につき必要に応じ発言を行っております。

2022年8月に取締役に就任した松石取締役は社外取締役就任後開催の取締役会14回のうち14回に出席し、当社の主たる事業である建設業とは異なる事業を行う会社において要職を歴任した企業経営に関する豊富な知識と経験から、議案・審議等につき必要に応じ発言を行っております。

2022年8月に取締役に就任した唐下取締役は社外取締役就任後開催の取締役会14回のうち14回に出席し、公認会計士としての専門的な知識、会計・システムのコンサルタントとしての豊富な見識、及び当社の主たる事業とは異なる事業を行う会社における経営監査の実績による知識と経験から、議案・審議等につき必要に応じ発言を行っております。

大橋取締役は当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会13回全てに出席して、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要に応じ発言を行っております。

鴨志田取締役は当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会13回全てに出席して、主に金融機関ならびに一般企業における豊富な経験と幅広い見識から、議案・審議等につき必要に応じ発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数には、書面決議を含んでおりません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 56百万円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 56百万円 |

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況等及び監査時間や報酬単価等の報酬見積りの算出根拠を確認し、必要な検証を行った結果、妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 上記以外に前事業年度の監査に係る追加報酬11百万円を支払っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の独立性、職務遂行状況等を勘案し、会計監査人の適正な職務の遂行が困難であると認められる場合、又はその他必要と判断する場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が監査等委員会の決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制についての決議内容

当社は、業務の適正を確保するための体制を整備するため、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を次のとおり定めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンス及びリスク管理を全社的に取り組むための組織として、「内部統制推進委員会」を設置する。本委員会は、「内部統制推進委員会運営規程」の定めるところにより、コンプライアンス及びリスク管理を運営・推進する。また、内部監査部門として社長直轄組織の「内部統制推進室」を設置する。
- ② 「企業倫理行動指針」、「コンプライアンス規程」を制定し、取締役及び使用人が法令及び定款に適合した行動をとるための守るべき行動基準を明確にする。
- ③ 「コンプライアンス宣言」や前項の指針、規程ならびに取締役及び使用人が遵守しなければならない主要法令等を掲載した「コンプライアンスハンドブック」を作成・配布し、取締役及び使用人への教育・研修を実施する。
- ④ 法令等違反に関する相談・通報を受付ける内部通報制度として内部通報規程を定め、社内窓口として内部統制推進室に「コンプライアンス相談室」を設置するほか、社外に外部窓口を設置する。
- ⑤ コンプライアンス確保のため、内部統制推進室による内部監査を、定期的を実施する。
- ⑥ 暴力団等反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断し排除する体制を整備して適切に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、情報に関する体制整備策として、取締役の職務執行・意思決定に係る情報は、各種議事録及び決裁書類等の文書等により保存するものとし、それら文書等の保存期間その他の管理方法については、法令及び「取締役会規則」、「経営会議規則」、「文書取扱規程」等の社内規則の定めるところによる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理に関する体制を整備するため、「リスク管理規程」を制定する。また、会社が緊急事態に直面した場合の対応方法については、「緊急事態対応要領」の定めるところにより、社長を本部長とする対策本部を設置し対応する。
- ② 受注案件等を審査する機関として「審査委員会」を設置し、受注リスクの防止・低減に努める。
- ③ 電子情報・情報システム等の利用に関しては、情報漏洩・不正使用等を防止するため、取締役及び使用人の遵守事項を定めた「セキュリティポリシー」により情報管理体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ② 取締役及び使用人の職務権限・役割分担及び重要事項決裁基準の明確化を通しての効率的な業務執行については、「職制分掌規程」、「稟議等決裁基準規程」の定めるところによる。
- ③ 「執行役員制度」の導入により、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会機能の強化と、経営効率の向上を図る。
- ④ 取締役・執行役員等によって構成される「経営会議」を設置し、業務執行に関する個別の経営課題について協議・決定できる体制とする。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社における業務の適正を確保するため、当社の「企業倫理行動指針」や「コンプライアンス規程」、「内部通報規程」等を子会社に準用するほか、「コンプライアンスハンドブック」の子会社への配布、コンプライアンス教育の実施等、当社に準じたコンプライアンス体制を構築、運用する。
- ② 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社における重要事項の決定に関して、当社への事前協議、報告を求めるほか、必要に応じて当社の役員又は使用人を子会社の取締役又は監査役として派遣し、適切な監督、監査を行う。
- ③ 子会社の業績、資金状況その他重要な事項については、「関係会社管理規程」に従い当社への報告事項とする。
- ④ 当社は子会社に対し、必要に応じて、コンプライアンス担当部署を設置させる。

- ⑤ 内部統制推進室は、子会社の業務執行の適法性、効率性に関する監査を定期又は臨時に実施する。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- ① 当社は、監査等委員会が実効的な監査を行なうため、監査等委員会の職務を補助する使用人を内部統制推進室に配置する。
- ② 上記補助使用人の人事異動、人事評価については、監査等委員会の同意を必要とする。
- ③ 上記補助使用人は、監査等委員会に係る業務を優先して従事する。
- ④ 監査等委員会は、必要に応じて、内部統制推進室に対して具体的な指示を行うことができる。指示を受けた内部統制推進室は、その指示の実行に際して取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令を受けない。
- (7) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**
- ① 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、直ちに当社の監査等委員会に報告する。
- ② 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、取締役会において定期的に業務執行状況等を報告するとともに、必要に応じて、監査等委員会に対し監査等委員会の監査等に必要な事項を報告する。
- ③ 監査等委員会は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して職務の執行等に関し報告を求めることができるものとする。
- ④ 監査等委員は、当社の取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、いつでも取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に、その説明を求めることができるものとする。
- ⑤ 監査等委員は、内部統制システムの運営・推進状況を監視するため、「内部統制推進委員会」に出席するとともに、「コンプライアンス相談室」に対し、内部通報状況等の報告を求めることができるものとする。

(8) 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けることがないように、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底する。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務に必要なであると認められる費用又は債務を負担する。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役社長は、監査等委員会と定期的に意見交換の場を持ち、コンプライアンス面や内部統制の整備状況等について意見を交換し、相互の意思疎通を図る。
- ② 内部統制推進室は、監査等委員会と定期的に情報交換の場を持ち、監査方針及び監査計画等について監査等委員会と協議するほか、内部監査結果について適時報告するなど、緊密な連携を保持する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンスに関する体制

- ① 内部統制推進委員会を4回開催し、コンプライアンス体制の整備や諸施策の実施状況の監視、確認及び今後の活動計画の策定を行い、企業倫理・法令遵守徹底によるコンプライアンス体制の確立を図っております。
- ② 「企業倫理行動指針」、「コンプライアンス規程」や主要法令等を掲載した「コンプライアンスハンドブック」を発行して全役職員に配布し、守るべき行動基準を明確にしております。
- ③ 内部通報窓口である「コンプライアンス相談室」及び外部窓口の設置を全役職員に周知しております。内部統制推進室は、「コンプライアンス相談室」の運用状況を内部統制推進委員会及び監査等委員会に報告しております。
- ④ コンプライアンス意識の更なる向上と定着を図るため、全役職員及びグループ会社を対象にコンプライアンス教育や、新入社員研修のほか、社内イントラネット上に各種コンプライアンスに関する行動指針や法改正、コンプライアンス教育資料等を掲載し、全役職員に対して継続的な教育・啓蒙活動を推進しております。

(2) リスク管理に関する体制

- ① 受注案件等を審査する「審査委員会」を原則毎週開催して、受注リスクの防止・低減に努めております。
- ② 重要インシデントの抽出、対策の検討を行い、その結果を内部統制推進委員会、取締役会に報告しております。
- ③ BCP（事業継続計画）を策定し、これに基づく安否確認訓練、避難訓練を実施しております。
- ④ 情報セキュリティ委員会を2回開催し、グループ全体の情報セキュリティ向上を図っております。また、全役職員を対象に、情報セキュリティ教育を実施しました。
- ⑤ 当社は経営トップ自らが健康管理最高責任者（C H O）となり、2018年9月に「健康経営宣言」を制定。ダイバーシティ&インクルージョンの活動として、従業員一人ひとりの心と体の健康づくりを推進し、安全で働きやすく、働きがいのある職場環境づくりを目指し、働き方改革や健康経営、女性活躍推進などを積極的に推進しております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制

- ① 取締役会を17回開催し、業務執行上の重要事項を決議するとともに、取締役の職務の執行状況の監督を行いました。
- ② 取締役・執行役員等によって構成される「経営会議」を25回開催し、業務執行に関する個別の経営課題について協議・決定しました。

(4) グループ会社の経営管理に関する体制

- ① 関係会社における重要事項の決定に関して、当社への事前協議、報告を求めること等を定めた「関係会社管理規程」を制定し、これにより管理する体制としております。また、必要に応じて当社の役員又は使用人を子会社の取締役又は監査役として派遣しております。
- ② 子会社の役員及び使用人のコンプライアンス意識の更なる向上と定着を図るため、コンプライアンス教育を、当社と同様に子会社においても実施しております。

(5) 監査等委員会への報告、ならびに監査等委員会の監査が実効的に行われるための体制

- ① 監査等委員は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、社長、会計監査人、内部統制推進室との定期的な会合において、情報・意見の交換を行い監査の実効性を高めております。また、各部署及び子会社から適宜業務現況等の報告を受けております。
- ② 監査等委員及び監査等委員会による円滑な監査遂行のため、監査等委員会の事務局を内部統制推進室内に設置しております。

(6) 内部監査に関する体制

内部統制推進室は、会社及び子会社の業務執行の適法性、効率性等に関する監査を定期的にも実施し、内部統制システムの整備運用状況を監視・指導しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけており、業績と経営環境を勘案のうえ、企業体質の強化や将来の事業展開に備えるための内部留保を確保しつつ、安定的な配当を維持することを基本方針としております。

この基本方針に基づき、継続的に安定した株主還元を実施するため、株主資本を基準とする「DOE」を採用しています。各年度で「DOE2.5～3.0%」水準の達成を目標とし、合わせて機動的に自己株式を取得するなど中長期的な株主価値向上を目指しています。

また、株主の皆様への利益還元の機会を充実させ、株式を継続して保有していただくことを目的として、中間配当と期末配当の年2回の配当を継続して実施してまいります。

連結貸借対照表

(2023年5月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
I 流動資産	114,608	I 流動負債	56,752
現金預金	24,170	支払手形・工事未払金等	36,457
受取手形・完成工事未収入金等	70,039	1年内償還予定の社債	3,000
販売用不動産	5,929	短期借入金	1,381
販売用発電設備	210	リース債務	211
未成工事支出金	948	未払法人税等	346
開発事業等支出金	5,069	未成工事受入金	4,273
その他の棚卸資産	733	開発事業等受入金	16
立替金	3,193	預り金	5,322
その他	4,341	完成工事補償引当金	732
貸倒引当金	△27	工事損失引当金	1,253
		役員賞与引当金	34
		その他	3,722
II 固定資産	47,731	II 固定負債	27,558
1 有形固定資産	29,730	長期借入金	23,740
建物・構築物	6,858	リース債務	1,597
機械・運搬具	12,279	繰延税金負債	240
工具器具・備品	404	退職給付に係る負債	444
土地	7,726	役員退職慰労引当金	27
リース資産	1,494	株式給付引当金	478
建設仮勘定	967	訴訟損失引当金	9
		その他	1,020
2 無形固定資産	1,908	負 債 合 計	84,310
のれん	838	純 資 産 の 部	
その他	1,070	I 株主資本	76,152
3 投資その他の資産	16,091	資本金	5,012
投資有価証券	11,634	資本剰余金	17,007
長期貸付金	27	利益剰余金	57,441
破産更生債権等	32	自己株式	△3,309
繰延税金資産	95	II その他の包括利益累計額	1,731
退職給付に係る資産	1,832	その他有価証券評価差額金	2,068
その他	2,524	繰延ヘッジ損益	△27
貸倒引当金	△55	退職給付に係る調整累計額	△309
資 産 合 計	162,339	III 非支配株主持分	144
		純 資 産 合 計	78,029
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	162,339

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

自 2022年6月 1日
至 2023年5月31日

(単位：百万円)

I	売上高			154,202
II	売上原価			140,258
				13,944
III	販売費及び一般管理費			9,456
				4,487
IV	営業外収益			
	取替利息	当	金	283
	受為保事そ	配	益	171
	業整理損失引当金の戻入	差返戻	金額	147
	その	戻	他	131
				67
V	営業外費用			
	支り貸控	利	息	276
	除対象外の	払	失	73
	経常	戻	等	80
		消	他	72
				146
				649
				4,639
VI	特別利益			
	固定資産売却益	利	益	35
	投資有価証券売却益	却	却	224
				259
VII	特別損失			
	固定資産の	損	損	37
	その	評	他	19
		価	益	2
				59
	税金等調整前当期純利益			4,839
	法人税、住民税及び事業税			1,589
	法人税等調整額			△59
	当期純利益			1,529
	非支配株主に帰属する当期純利益			3,310
	親会社株主に帰属する当期純利益			18
				3,291

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

自 2022年6月 1日
至 2023年5月31日

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,012	18,551	56,427	△2,168	77,823
当期変動額					
剰余金の配当			△2,277		△2,277
親会社株主に帰属する当期純利益			3,291		3,291
自己株式の取得				△2,911	△2,911
自己株式の処分		23		203	226
自己株式の消却		△1,567		1,567	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△1,544	1,013	△1,140	△1,671
当期末残高	5,012	17,007	57,441	△3,309	76,152

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,626	△38	△262	1,324	797	79,946
当期変動額						
剰余金の配当						△2,277
親会社株主に帰属する当期純利益						3,291
自己株式の取得						△2,911
自己株式の処分						226
自己株式の消却						－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	441	11	△46	406	△653	△246
当期変動額合計	441	11	△46	406	△653	△1,917
当期末残高	2,068	△27	△309	1,731	144	78,029

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕

(連結の範囲に関する事項)

1. 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 10社

連結子会社の名称 国土開発工業株式会社、コクドビルエース株式会社、ANION株式会社、宮古発電合同会社を営業者とする匿名組合、福島エコクリート株式会社、海洋工業株式会社、藤信化建株式会社、松島太陽光発電合同会社を営業者とする匿名組合、延岡太陽光発電合同会社を営業者とする匿名組合、合同会社地域共生発電所を営業者とする匿名組合

当連結会計年度において、宇都宮北太陽光発電合同会社を営業者とする匿名組合の清算が結了したため、連結の範囲から除外しております。

また、合同会社地域共生発電所を営業者とする匿名組合に出資し、子会社としたことから連結の範囲に含めております。

2. 非連結子会社の数及び名称

非連結子会社の数 5社

非連結子会社の名称 JDCアセットマネジメント株式会社、あおば霊苑サービス株式会社、株式会社エバーグリーン、KOKUDO JDC (Thailand) Co., Ltd.、KOKUDO JDC Bangladesh Ltd.

非連結子会社5社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金が連結計算書類に及ぼす重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

(持分法の適用に関する事項)

1. 持分法を適用した関連会社の数及び名称

関連会社の数 1社

関連会社の名称 株式会社不來方やすらぎの丘

2. 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の数及び名称

非連結子会社の数 5社

非連結子会社の名称 JDCアセットマネジメント株式会社、あおば霊苑サービス株式会社、株式会社エバーグリーン、KOKUDO JDC (Thailand) Co., Ltd.、KOKUDO JDC Bangladesh Ltd.

非連結子会社5社は、いずれも小規模会社であり、当期純損益及び利益剰余金が連結計算書類に及ぼす重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

関連会社の数 2社

関連会社の名称 CSMレンタル株式会社、小郡ロジ特定目的会社

関連会社2社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)が連結計算書類に影響を及ぼす重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

株式会社不来方やすらぎの丘は3月末日を決算日としており、連結計算書類の作成にあたっては、3月末日現在の財務諸表を採用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(連結子会社の事業年度等に関する事項)

連結子会社のうち、松島太陽光発電合同会社を営業者とする匿名組合は3月末日を決算日としており、連結計算書類の作成にあたっては、3月末日現在の財務諸表を採用しております。また、合同会社地域共生発電所を営業者とする匿名組合は6月末日を決算日としており、連結計算書類の作成にあたっては、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を採用しております。なお、上記決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

また、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(会計方針に関する事項)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動株式等以外のもの 平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない… 移動平均法による原価法を採用しております。なお、匿名組合契約に基づく特別目的会社への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、特別目的会社の損益の純額に対する持分相当額を取り込む方法を採用しております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ … 時価法を採用しております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産 … 個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。なお、賃貸に供している物件については、有形固定資産に準じて減価償却をしております。

販売用発電設備 … 個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。なお、発電事業に供している設備については、有形固定資産に準じて減価償却をしております。

未成工事支出金 … 個別法による原価法を採用しております。

開発事業等支出金 … 個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物・構築物 8～50年、機械・運搬具及び工具器具・備品 2～22年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零（残価保証のあるものについては、当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 完成工事補償引当金

引渡しのできた工事の瑕疵担保等の費用発生に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額及び特定工事における将来の補修見込額を加味して計上しております。

(3) 工事損失引当金

当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

一部の連結子会社は、役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

(5) 事業整理損失引当金

事業整理に伴い発生する損失に備えるため、当連結会計年度末における損失見積額を計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、退職慰労金内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(7) 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(8) 訴訟損失引当金

係争中の訴訟等に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、当連結会計年度末において必要と認められる金額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 土木事業及び建築事業

土木事業及び建築事業においては長期の工事契約を締結し、工事の完成・引渡しを履行義務と識別しております。取引価格は工事契約により決定され、対価は契約に定められた時期に受領しており、工事の追加又は変更に関する工事契約が未締結の場合であっても、将来の締結が確実に見込まれる場合に限り当該金額を取引価格として認識しています。顧客と約束した対価に含まれる金融要素については、重要性が乏しいと判断されるため、金利相当分の調整は行っておりません。

当該契約については、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足

に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、連結会計年度の期末日までに発生した原価が、見積った工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階を除き、進捗度の合理的な見積りができない工事契約については、発生する費用を回収することが見込まれる場合、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、期間がごく短い工事契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(2) 関連事業

関連事業においては、主に不動産の開発・賃貸・売却等を行っております。不動産の売却は、顧客との売買契約に基づき物件を引渡す履行義務を負っているため、一時点で充足される履行義務と判断し、当該引渡し時点で収益を認識しております。取引価格は顧客との売買契約により決定しており、対価は物件の引渡しと同時に受領しております。

なお、不動産の賃貸は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)に基づき収益を認識しております。

5. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては特例処理によっております。

(3) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理することとしております。

なお、当連結会計年度において認識すべき年金資産が、退職給付債務を超過する場合には、退職給付に係る資産として投資その他の資産に計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、10年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却を行っております。

- (5) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
当社及び一部の連結子会社は、複数の企業が一つの建設工事等を受注・施工することを目的に組成する共同企業体（ジョイントベンチャー）については、個別の組織体として認識せず、構成員の出資の割合に応じて資産、負債、収益及び費用を認識する方法によっております。

【会計方針の変更に関する注記】

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

【表示方法の変更に関する注記】

(連結損益計算書)

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めていた「為替差益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。なお、前連結会計年度の「為替差益」は9百万円であります。

また、前連結会計年度において「営業外費用」の「その他」に含めていた「控除対象外消費税等」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。なお、前連結会計年度の「控除対象外消費税等」は32百万円であります。

【会計上の見積りに関する注記】

(一定の期間にわたり収益を認識する方法による収益認識及び工事損失引当金)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

完成工事高	131,440百万円
工事損失引当金	1,253百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一定の期間にわたり収益を認識する方法により計上される完成工事高については、工事原価総額を基礎として当連結会計年度末までの実際発生原価に応じた工事進捗度に工事収益総額を乗じて算定しております。工事原価総額の見積りについては工事着工段階

において実行予算を編成し、工事の現況を踏まえて継続的に見直しております。

また全ての工事契約について、工事原価総額が工事収益総額を超過する場合には、損失見込額について工事損失引当金を計上しております。

上記のとおり、一定の期間にわたり収益を認識する方法による収益認識及び工事損失引当金の計上については、工事原価総額の見積りの影響を受けます。工事原価総額の見積りは、今後の工事の進捗に伴い、施工中の工法変更や施工範囲の変更等に伴う設計変更や追加契約の締結、市況の変化による調達価格（資材・外注費等）の変動などの影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類の完成工事高及び工事損失引当金の計上額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

[会計上の見積りの変更に関する注記]

当連結会計年度において、本社移転計画に基づき、移転に伴い利用不能となる固定資産について、耐用年数を残存使用見込期間まで短縮し、将来にわたり変更しております。

この変更に伴い、従来の方法と比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ525百万円減少しております。

[追加情報]

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

(1) 株式給付信託（J-E S O P）

当社は、2019年1月29日開催の取締役会決議に基づき、2019年3月5日より、従業員の福利厚生増進及び当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、「株式給付信託（J-E S O P）」（以下「本制度」という。）を導入しております。

① 取引の概要

本制度の導入に際し制定した「株式給付規程」に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みであります。

将来給付する株式を予め取得するために、当社は「株式給付信託（J-E S O P）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）に金銭を信託し、当該信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得しております。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は478百万円、株式数は937千株であります。

- ③ 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額
該当事項はありません。

(2) 株式給付信託（従業員持株会処分型）

当社は、2020年3月3日開催の取締役会決議に基づき、2020年7月22日より、当社グループの従業員（以下「従業員」という。）の福利厚生増進及び当社グループの企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」（以下「本制度」という。）を導入していましたが、2023年5月をもって終了しております。

① 取引の概要

本制度の導入にあたり、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社（以下「受託者」という。）を受託者とする「株式給付信託（従業員持株会処分型）契約書」（以下「本信託契約」という。）を締結しております（以下、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」という。）。また、受託者は株式会社日本カストディ銀行との間で、株式会社日本カストディ銀行を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託する契約を締結しております。

株式会社日本カストディ銀行は、株式会社日本カストディ銀行に設定される信託E□（以下「信託E□」という。）において、信託設定後3年間にわたり持株会が購入することが見込まれる数に相当する当社株式を予め一括して取得し、定期的に持株会に対して売却を行っております。信託E□による持株会への当社株式の売却を通じて、信託終了時までには、本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、かかる金銭を残余財産として、受益者適格要件を充足する持株会加入者（従業員）に分配します。また、当社は、信託E□が当社株式を取得するために受託者が行う借入に際し保証をするため、当社株価の下落等により、信託終了時において、株式売却損相当額の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末においては該当事項はありません。

③ 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度末においては該当事項はありません。

(有形固定資産の保有目的の変更)

当連結会計年度において、保有目的の変更により、有形固定資産のうち土地1,208百万円を販売用不動産に、土地518百万円を開発事業等支出金に振り替えております。当該保有目的の変更は、当社グループが不動産事業の一環として行う東京都港区における再開発計画に基づくものであります。

なお、当該販売用不動産は、当連結会計年度において売却しており、売上高、売上原価に計上しております。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 更生担保権

(1) 担保に提供している資産	土地	190百万円
(2) 担保に係る債務	その他（長期未払金）	80百万円

② 借入金

(1) 担保に提供している資産	建物・構築物	106百万円
	土地	192百万円
	投資有価証券	329百万円
	計	<u>628百万円</u>
(2) 担保に係る債務	短期借入金	151百万円
	長期借入金	333百万円
	計	<u>485百万円</u>

上記の他、DBO事業(※)の契約履行義務に対して、投資有価証券10百万円を担保に供しております。

※) DBO (Design Build Operate) 事業：事業会社に施設の設計 (Design)、建設 (Build)、運営 (Operate) を一括して委ね、施設の保有と資金の調達は行政が行う事業。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 8,342百万円

3. ノンリコース債務

(1) 借入金に含まれるノンリコース債務

短期借入金	907百万円
長期借入金	8,418百万円
計	<u>9,326百万円</u>

(2) ノンリコース債務に対応する資産

現金預金	3,145百万円
受取手形・完成工事未収入金等	249百万円
建物・構築物	1,005百万円
機械・運搬具	7,626百万円
土地	1,145百万円
建設仮勘定	516百万円
計	<u>13,688百万円</u>

4. コミットメントライン契約等

当社及び連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行とコミットメントライン契約、タームローン契約、リボルビング・クレジット・ファシリティ契約及び当座貸越契約を締結しております。

なお、コミットメントライン契約、タームローン契約及びリボルビング・クレジット・ファシリティ契約には、純資産及び経常損益に係る財務制限条項が付されております。

当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約、リボルビング・クレジット・ファシリティ契約、当座貸越契約及びタームローン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントライン、リボルビング・クレジット・ファシリティ 及び当座貸越極度額の総額	17,400百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	<u>17,400百万円</u>
タームローン残高	14,500百万円

5. 投資有価証券に含まれる非連結子会社及び関連会社の株式等 445百万円

[連結損益計算書に関する注記]

1. 売上原価のうち工事損失引当金繰入額	1,139百万円
2. 研究開発費の総額	760百万円

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	98,255千株	—	5,000千株	93,255千株

(注) 発行済株式の普通株式の減少は、2023年5月22日開催の取締役会決議に基づく自己株式の消却による5,000千株であります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	10,399千株	5,000千株	5,432千株	9,966千株

- (注) 1 当連結会計年度末の株式数には、「株式給付信託（J-E S O P）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式937千株が含まれております。
- 2 自己株式の普通株式の増加は、2022年7月15日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得による5,000千株であります。
- 3 自己株式の普通株式の減少は、「株式給付信託（J-E S O P）」の給付による100千株、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」の株式会社日本カストディ銀行（信託E口）から従業員持株会への処分197千株、ストック・オプションの行使による処分76千株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による58千株、及び2023年5月22日開催の取締役会決議に基づく自己株式の消却による5,000千株であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年8月25日 定時株主総会	普通株式	1,425,453,664円	16.0円	2022年 5月31日	2022年 8月26日
2023年1月16日 取締役会	普通株式	852,385,540円	10.0円	2022年 11月30日	2023年 2月1日

- (注) 1 2022年8月25日開催の定時株主総会決議による1株当たり配当額の内訳は、普通配当10.0円、特別配当6.0円であります。
- 2 2022年8月25日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託（J-E S O P）」及び「株式給付信託（従業員持株会処分型）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金19百万円が含まれております。
- 3 2023年1月16日開催の取締役会決議による配当金の総額には、「株式給付信託（J-E S O P）」及び「株式給付信託（従業員持株会処分型）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金10百万円が含まれております。

(2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2023年8月25日開催予定の定時株主総会において、次の議案を提案する予定であります。

株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	配当の原資	基準日	効力発生日
普通株式	1,347,608,864円	16.0円	利益剰余金	2023年 5月31日	2023年 8月28日

(注) 1 1株当たり配当額の内訳は、普通配当10.0円、特別配当6.0円であります。

2 配当金の総額には、「株式給付信託（J－E S O P）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金14百万円が含まれております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に建設事業・開発事業等を行うため、その運転資金や設備投資資金の一部を資金計画に照らし、必要な資金を取引金融機関からの借り入れ等により調達しております。デリバティブは、為替の変動リスク及び支払金利の変動リスクを回避するために利用しております。金融商品は商品特性を評価し、安全性が高いと判断された商品のみを利用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び完成工事未収入金等営業債権に係る顧客の信用リスクは、本社及び各事業部における営業部門を中心に主な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとの期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

借入金等の用途は運転資金や設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップを実施し、支払金利の固定化を図っております。なお、デリバティブは実需の範囲で行うこととしております。

当社は、各部門からの報告に基づき財務部門が定期的に資金計画を作成・更新するとともに、適時コミットメントライン契約等に基づく借入を行い手許資金を安定的に維持・確保しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額3,254百万円）は、「その他有価証券」に含めておりません。貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資（連結貸借対照表計上額2,772百万円）は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

また、「現金預金」、「短期貸付金」、「支払手形・工事未払金等」、「1年内償還予定の社債」及び「短期借入金」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 受取手形・完成工事未収入金等	70,039	70,039	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	5,606	5,606	—
資産計	75,646	75,646	—
(3) 長期借入金	24,909	24,543	△365
(4) リース債務	1,808	1,742	△66
負債計	26,717	26,285	△432
(5) デリバティブ取引	(39)	(39)	—

(注) 1 長期借入金は、1年以内返済予定の長期借入金を含んでおります。

2 流動負債のリース債務と固定負債のリース債務の合計額を表示しております。

3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	5,077	—	—	5,077
社債	—	199	—	199
その他	329	—	—	329
デリバティブ取引	—	1	—	1
資産計	5,407	200	—	5,608
デリバティブ取引	—	40	—	40
負債計	—	40	—	40

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形・完成工事未収入金等	－	70,039	－	70,039
資産計	－	70,039	－	70,039
長期借入金	－	24,543	－	24,543
リース債務	－	1,742	－	1,742
負債計	－	26,285	－	26,285

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び上場不動産投資信託は、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。一方で市場での取引頻度が低い社債については、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しています。

デリバティブ取引

金利スワップの時価は、取引金融機関から提示された価格等により評価しており、レベル2の時価に分類しております。

受取手形・完成工事未収入金等

短期間で決済されるものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

回収期間が1年を超えるもの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率に基づく割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を国債の利率または国債の利率に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金は、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該デリバティブ取引は、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理しております。

リース債務

元利金の合計額を国債の利率に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、少額物件については、割引計算処理は行っておりません。

[賃貸等不動産に関する注記]

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル・住宅等（土地を含む）を有しております。当連結会計年度末における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は338百万円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度の増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当期末の時価
当期首残高	期中増減額	当期末残高	
5,110	△83	5,026	5,881

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 2 当連結会計年度増減額のうち、減少額は、減価償却によるものです。
 3 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものも含む）であります。

[収益認識に関する注記]

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			
	土木事業	建築事業	関連事業	計
一定の期間にわたり移転される財 又はサービス	42,783	89,214	2,718	134,717
一時点で移転される財又はサービス	2,508	3,334	12,375	18,218
顧客との契約から生じる収益	45,292	92,548	15,094	152,935
その他の収益	370	34	861	1,267
外部顧客への売上高	45,663	92,583	15,956	154,202

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]（会計方針に関する事項） 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (期首残高)	当連結会計年度 (期末残高)
顧客との契約から生じた債権	15,287	10,058
契約資産	32,181	59,949
契約負債	7,308	4,289

契約資産は、主に、土木事業及び建築事業における顧客との工事契約について期末日時点で履行義務を充足しているが未請求となっている対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該対価は、個々の契約に定められた支払条件に従って請求し、受領しております。契約資産は、主に、収益認識による増加と債権への振替による減少に伴い変動しております。

契約負債は、主に、土木事業及び建築事業における顧客との工事契約について期末日時点で履行義務を充足していないが支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、7,281百万円であります。

また、過去の期間に充足又は部分的に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

なお、連結貸借対照表上、契約資産及び顧客との契約から生じた債権は「受取手形・完成工事未収入金等」に含めて表示しており、契約負債は主に「未成工事受入金」として表示しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

期末日時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額は、当連結会計年度末において170,253百万円であります。当該履行義務は、主に土木事業及び建築事業における工事契約に係るものであり、期末日後概ね4年以内に収益として認識されると見込んでおります。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額	935.11円
1株当たり当期純利益	38.95円

(注) 1 「株式給付信託 (J-E S O P)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております (当連結会計年度937千株)。

また、「株式給付信託 (J-E S O P)」及び「株式給付信託 (従業員持株会処分型)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております (当連結会計年度1,061千株)。なお、「株式給付信託 (従業員持株会処分型)」は2023年5月に終了しております。

2 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益	3,291 (百万円)
普通株主に帰属しない金額	- (百万円)
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	3,291 (百万円)
普通株式の期中平均株式数	84,506 (千株)

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年5月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
I 流動資産	99,919	I 流動負債	50,629
現金預金	14,873	支払手形	7
受取手形	513	電子記録債務	7,276
電子記録債権	66	工事未払金	26,410
完成工事未収入金	64,453	1年内償還予定の社債	3,000
リース投資資産	65	短期借入金	90
販売用不動産	5,946	リース債務	211
販売用発電設備	210	未払法人税等	115
未成工事支出金	558	未成工事受入金	3,616
開発事業等支出金	5,069	開発事業等受入金	15
短期貸付金	56	預り金	5,299
立替金	3,286	完成工事補償引当金	732
未収消費税等	1,616	工事損失引当金	1,253
その他	3,230	その他	2,601
貸倒引当金	△27	II 固定負債	17,580
II 固定資産	41,551	長期借入金	14,500
1 有形固定資産	12,812	リース債務	1,597
建物・構築物	4,813	繰延税金負債	293
機械・運搬具	722	株式給付引当金	478
工具器具・備品	311	訴訟損失引当金	9
土地	5,047	長期未払金	240
リース資産	1,494	その他	461
建設仮勘定	423	負 債 合 計	68,209
2 無形固定資産	888	純 資 産 の 部	
3 投資その他の資産	27,850	I 株主資本	71,288
投資有価証券	16,479	1 資本金	5,012
関係会社株式	4,461	2 資本剰余金	16,366
長期貸付金	3,540	資本準備金	14,314
破産更生債権等	32	その他資本剰余金	2,051
長期前払費用	200	3 利益剰余金	53,218
前払年金費用	2,194	その他利益剰余金	53,218
その他	985	固定資産圧縮積立金	339
貸倒引当金	△44	別途積立金	48,000
資 産 合 計	141,471	繰越利益剰余金	4,879
		4 自己株式	△3,309
		II 評価・換算差額等	1,972
		その他有価証券評価差額金	1,972
		純 資 産 合 計	73,261
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	141,471

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

自 2022年6月 1日
至 2023年5月31日

(単位：百万円)

I	高 高 事 事 上 上 工 工 業 業 成 成 事 事 発 発 開 開 売 売	121,238 15,005	136,243
II	原 原 事 事 上 上 工 工 業 業 成 成 事 事 発 発 開 開 売 売	118,891 6,313	125,204
III	利 利 益 益 一 一 般 般 管 管 理 理 費 費 及 及 販 販 売 売 費 費	2,346 8,692	7,715 3,323
IV	外 外 収 収 益 益 配 配 当 当 差 差 引 引 当 当 金 金 戻 戻 入 入 業 業 整 整 理 理 損 損 失 失 の 引 引 金 金 戻 戻 入 入	857 171 131 96	1,257
V	外 外 費 費 用 用 利 利 損 損 支 支 払 払 倒 倒 支 支 払 払 一 一 除 除 対 対 象 象 の 常 常 利 利	114 73 80 72 136	477 4,103
VI	利 利 益 益 特 特 別 別 利 利 益 益 産 産 売 売 却 却 益 益 証 証 券 券 売 売 却 却 益 益 有 有 価 価 値 値	0 224	224
VII	損 損 失 失 特 特 別 別 損 損 失 失 証 証 券 券 評 評 価 価 損 損 他 他 当 当 期 期 純 純 利 利 益 益 引 引 前 前 当 当 期 期 税 税 引 引 人 人 税 税 法 法 人 人 法 法 定 定	37 19 2	59 4,269
	税 税 引 引 前 前 当 当 期 期 税 税 引 引 人 人 税 税 法 法 人 人 法 法 定 定	1,157 △78	1,078 3,191

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2022年6月 1日
至 2023年5月31日

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計
				固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	5,012	14,314	3,596	17,910	339	43,000	8,965	52,305
当期変動額								
剰余金の配当							△2,277	△2,277
別途積立金の積立						5,000	△5,000	－
当期純利益							3,191	3,191
自己株式の取得								
自己株式の処分				23				
自己株式の消却			△1,567	△1,567				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	△1,544	△1,544	－	5,000	△4,086	913
当期末残高	5,012	14,314	2,051	16,366	339	48,000	4,879	53,218

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△2,168	73,060	1,559	1,559	74,619
当期変動額					
剰余金の配当		△2,277			△2,277
別途積立金の積立		－			－
当期純利益		3,191			3,191
自己株式の取得	△2,911	△2,911			△2,911
自己株式の処分	203	226			226
自己株式の消却	1,567	－			－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			413	413	413
当期変動額合計	△1,140	△1,771	413	413	△1,358
当期末残高	△3,309	71,288	1,972	1,972	73,261

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び
関連会社株式 … 移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない … 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動
株式等以外のもの 平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない … 移動平均法による原価法を採用しております。なお、匿名組合契約に
株 式 等 基づく特別目的会社への出資（金融商品取引法第2条第2項により有
価証券とみなされるもの）については、特別目的会社の損益の純額に
対する持分相当額を取り込む方法を採用しております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ … 時価法を採用しております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産 … 個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切
下げの方法により算定）を採用しております。なお、賃貸に供している
物件については、有形固定資産に準じて減価償却をしております。

販売用発電設備 … 個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切
下げの方法により算定）を採用しております。なお、発電事業に供し
ている設備については、有形固定資産に準じて減価償却をしております。

未成工事支出金 … 個別法による原価法を採用しております。

開発事業等支出金 … 個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切
下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに
2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用して
おります。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物・構築物 8～50年、機械・運搬具及び工具器具・備品 2～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零（残価保証のあるものについては、当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 完成工事補償引当金

引渡しの完了した工事の瑕疵担保等の費用発生に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額及び特定工事における将来の補修見込額を加味して計上しております。

(3) 工事損失引当金

当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

(4) 事業整理損失引当金

事業整理に伴い発生する損失に備えるため、当事業年度末における損失見積額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。

なお、当事業年度において認識すべき年金資産が、退職給付債務を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

(6) 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(7) 訴訟損失引当金

係争中の訴訟等に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、当事業年度末において必要と認められる金額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 土木事業及び建築事業

土木事業及び建築事業においては長期の工事契約を締結し、工事の完成・引渡しを履行義務と識別しております。取引価格は工事契約により決定され、対価は契約に定められた時期に受領しており、工事の追加又は変更に関する工事契約が未締結の場合であっても、将来の締結が確実に見込まれる場合に限り当該金額を取引価格として認識しています。顧客と約束した対価に含まれる金融要素については、重要性が乏しいと判断されるため、金利相当分の調整は行っておりません。

当該契約については、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、事業年度の期末日までに発生した原価が、見積った工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階を除き、進捗度の合理的な見積りができない工事契約については、発生する費用を回収することが見込まれる場合、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、期間がごく短い工事契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(2) 関連事業

関連事業においては、主に不動産の開発・賃貸・売却等を行っております。不動産の売却は、顧客との売買契約に基づき物件を引渡す履行義務を負っているため、一時点で充足される履行義務と判断し、当該引渡し時点で収益を認識しております。取引価格は顧客との売買契約により決定しており、対価は物件の引渡しと同時に受領しております。

なお、不動産の賃貸は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)に基づき収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては特例処理によっております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(4) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

複数の企業が一つの建設工事等を受注・施工することを目的に組成する共同企業体（ジョイントベンチャー）については、個別の組織体として認識せず、構成員の出資の割合に応じて資産、負債、収益及び費用を認識する方法によっております。

【会計方針の変更に関する注記】

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる計算書類に与える影響はありません。

【表示方法の変更に関する注記】

(損益計算書)

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めていた「為替差益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。なお、前事業年度の「為替差益」は9百万円であります。

また、前事業年度において「特別損失」の「その他」に含めていた「固定資産廃却損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。なお、前事業年度の「固定資産廃却損」は0百万円であります。

[会計上の見積りに関する注記]

(一定の期間にわたり収益を認識する方法による収益認識及び工事損失引当金)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

完成工事高 119,983百万円

工事損失引当金 1,253百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表 [会計上の見積りに関する注記] (一定の期間にわたり収益を認識する方法による収益認識及び工事損失引当金) に記載した内容と同一であります。

[会計上の見積りの変更に関する注記]

当事業年度において、本社移転計画に基づき、移転に伴い利用不能となる固定資産について、耐用年数を残存使用見込期間まで短縮し、将来にわたり変更しております。

この変更に伴い、従来の方法と比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ525百万円減少しております。

[追加情報]

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

(1) 株式給付信託 (J-E S O P)

当社は、2019年1月29日開催の取締役会決議に基づき、2019年3月5日より、従業員の福利厚生増進及び当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、「株式給付信託 (J-E S O P)」(以下「本制度」という。)を導入しております。

① 取引の概要

本制度の導入に際し制定した「株式給付規程」に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みであります。

将来給付する株式を予め取得するために、当社は「株式給付信託 (J-E S O P)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) に金銭を信託し、当該信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得しております。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額 (付随費用の金額を除く。) により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末の当該自己株式の帳簿価額は478百万円、株式数は937千株であります。

- ③ 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額
該当事項はありません。

(2) 株式給付信託（従業員持株会処分型）

当社は、2020年3月3日開催の取締役会決議に基づき2020年7月22日より、当社グループの従業員（以下「従業員」という。）の福利厚生増進及び当社グループの企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」（以下「本制度」という。）を導入しておりましたが、2023年5月をもって終了しております。

① 取引の概要

本制度の導入にあたり、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社（以下「受託者」という。）を受託者とする「株式給付信託（従業員持株会処分型）契約書」（以下「本信託契約」という。）を締結しております（以下、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」という。）。また、受託者は株式会社日本カストディ銀行との間で、株式会社日本カストディ銀行を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託する契約を締結しております。

株式会社日本カストディ銀行は、株式会社日本カストディ銀行に設定される信託E□（以下「信託E□」という。）において、信託設定後3年間にわたり持株会が購入することが見込まれる数に相当する当社株式を予め一括して取得し、定期的に持株会に対して売却を行っております。信託E□による持株会への当社株式の売却を通じて、信託終了時までには、本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、かかる金銭を残余財産として、受益者適格要件を充足する持株会加入者（従業員）に分配します。また、当社は、信託E□が当社株式を取得するために受託者が行う借入に際し保証をするため、当社株価の下落等により、信託終了時において、株式売却損相当額の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末においては該当事項はありません。

- ③ 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額
当事業年度末においては該当事項はありません。

(有形固定資産の保有目的の変更)

当事業年度において、保有目的の変更により、有形固定資産のうち土地1,208百万円を販売用不動産に、土地518百万円を開発事業等支出金に振り替えております。当該保有目的の変更は、当社グループが不動産事業の一環として行う東京都港区における再開発計画に基づくものであります。

なお、当該販売用不動産は、当事業年度において売却しており、開発事業等売上高、開発事業等売上原価に計上しております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 更生担保権

① 担保に提供している資産	土地	190百万円
② 担保に係る債務	長期未払金	80百万円

(2) 借入金

① 担保に提供している資産	投資有価証券	329百万円
② 担保に係る債務	短期借入金	40百万円

上記の他、関係会社の借入金に対して、投資有価証券4,089百万円、DBO事業(※)の契約履行義務に対して、投資有価証券10百万円を担保に供しております。

※) DBO (Design Build Operate) 事業：事業会社に施設の設計 (Design)、建設 (Build)、運営 (Operate) を一括して委ね、施設の保有と資金の調達は行政が行う事業。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,916百万円

3. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して保証を行っております。

国土開発工業株式会社 (電子記録債務)	720百万円
宮古発電合同会社 (借入債務)	448百万円
福島エコクリート株式会社 (借入債務)	252百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	958百万円
長期金銭債権	3,513百万円
短期金銭債務	591百万円

5. コミットメントライン契約等

当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行とコミットメントライン契約、タームローン契約、リボルビング・クレジット・ファシリティ契約及び当座貸越契約を締結しております。

なお、コミットメントライン契約、タームローン契約及びリボルビング・クレジット・ファシリティ契約には、純資産及び経常損益に係る財務制限条項が付されております。

当事業年度末におけるコミットメントライン契約、リボルビング・クレジット・ファシリティ契約、当座貸越契約及びタームローン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントライン、リボルビング・クレジット・ファシリティ及び当座貸越極度額の総額	16,800百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	<u>16,800百万円</u>
タームローン残高	14,500百万円

6. 固定資産圧縮積立金

租税特別措置法に基づいて計上したものであります。

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高

 営業取引による取引高

 売上高 1,162百万円

 仕入高 3,324百万円

 営業取引以外の取引による取引高 586百万円

2. 売上原価のうち工事損失引当金繰入額 1,139百万円

3. 研究開発費の総額 754百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	10,399千株	5,000千株	5,432千株	9,966千株

- (注) 1 当事業年度末の株式数には、「株式給付信託（J－E S O P）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式937千株が含まれております。
- 2 自己株式の普通株式の増加は、2022年7月15日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得による5,000千株であります。
- 3 自己株式の普通株式の減少は、「株式給付信託（J－E S O P）」の給付による100千株、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」の株式会社日本カストディ銀行（信託E口）から従業員持株会への処分197千株、ストック・オプションの行使による処分76千株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による58千株、及び2023年5月22日開催の取締役会決議に基づく自己株式の消却による5,000千株であります。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	961百万円
棚卸不動産評価損	622百万円
工事損失引当金	383百万円
未払費用	380百万円
減損損失	361百万円
完成工事補償引当金	224百万円
減価償却超過額	171百万円
株式給付引当金	146百万円
未払事業税	16百万円
その他	244百万円
繰延税金資産小計	3,512百万円
評価性引当額	△2,130百万円
繰延税金資産合計	1,382百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△827百万円
前払年金費用	△671百万円
固定資産圧縮積立金	△149百万円
その他	△27百万円
繰延税金負債合計	△1,675百万円
繰延税金負債の純額	△293百万円

[関連当事者との取引に関する注記]

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	延岡太陽光発電 合同会社を 営業者とする 匿名組合	所有 直接100%	資金の貸付	資金の貸付	2,000	長期貸付金	3,300
				利息の受取	13	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

- 1 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

[収益認識に関する注記]

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、連結注記表の「[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等] (会計方針に関する事項) 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額	879.61円
1株当たり当期純利益	37.76円

(注) 1 「株式給付信託 (J-E S O P)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております (当事業年度937千株)。

また、「株式給付信託 (J-E S O P)」及び「株式給付信託 (従業員持株会処分型)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております (当事業年度1,061千株)。なお、「株式給付信託 (従業員持株会処分型)」は2023年5月に終了しております。

- 2 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり当期純利益	
当期純利益	3,191 (百万円)
普通株主に帰属しない金額	— (百万円)
普通株式に係る当期純利益	3,191 (百万円)
普通株式の期中平均株式数	84,506 (千株)

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年7月12日

日本国土開発株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 會澤正志
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大山顕司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本国土開発株式会社の2022年6月1日から2023年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本国土開発株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年7月12日

日本国土開発株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 會澤正志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大山顕司

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本国土開発株式会社の2022年6月1日から2023年5月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2022年6月1日から2023年5月31日までの第94期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年7月13日

日本国土開発株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 増成公男 ㊟
監査等委員 大橋正春 ㊟
監査等委員 鴨志田文彦 ㊟

- (注) 監査等委員 大橋正春及び鴨志田文彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場：日本国土開発株式会社

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル5階 当社本社会議室



交通

東京メトロ

日比谷線 「神谷町」 駅下車 徒歩約1分

会場が前回と異なっております。

当ページの株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。

日本国土開発株式会社

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。